## 「水鏡」 の歴代名

# 扶桑略記』 唯 典拠説をめぐって (4)-

### はじめに

評価が通説となっている。 作品であるという特徴も存在する。従来『水鏡』は『扶桑略記』 なり、歴代天皇の帝紀的記事を中心とした<年代記>の系譜に連なる 『略記』と略称) 『水鏡』は鏡物の一つ、 のみを典拠とし、 <歴史物語>である。一方、 和文脈による翻案作品であるとする 他の三鏡とは異 (以下**、** 

詳細な検討が必要である。 関係について考えるとき、次の三天皇の御名に関わる問題については 記載内容のうち歴代の天皇名 しかし、『水鏡』を年代記の系譜に連なる作品として見るとき、 (御名)は基本事項である。『略記』との その

ていること。 しているが、『水鏡』は『略記』に準拠せず、「神功皇后」と記し 第十五代天皇について、 『略記』はその御名を 「神功天皇」と記

一、『略記』『水鏡』ともに 異なっていること。 代に位置づけていること。 「飯豊天皇」を第二十四代天皇として歴 『皇統譜』による代数 (第二十三代)と

三、『略記(抄)』は第四十八代天皇としてその御名を「大炊天皇」 と記している。これに対して『水鏡』は代数記載を『略記』に従っ いること。 ているものの、 その御名は 『略記』に準拠せず「廃帝」と記して

神功皇后

勝

倉

壽

に先立つ文献・史料の御名記載を見ると、次のようになる。 まず、 『略記』 0) 「神功天皇」という御名に関わって、『略記』 『水鏡』

・古事記 常陸国風土記 風土記(七一五~一八年の成立)…………………………息長 帯 比売 天 皇(以下、『記』)(西紀七一二年撰上)…………息長 帯 比売命(以下、『記』)(西紀七一二年撰上)……………息長帯 比売命

日本書紀 (以下、『書紀』)(七二〇年撰上) 気長足姫尊・

神功皇后

延喜式諸陵寮 先代旧事本紀 (以下、 (以下、『旧事紀』) 『諸陵式』) (九世紀中頃成立)………神功皇后 (九二七年成立)………神功皇后

・宋史・日本伝 (以下、

・新唐書・日本伝 ·公卿補任 (九九五年以前の成立).....十五神功天皇 『宋史』).....神功天皇

・簾中抄 (一一七七~八一年の成立)……………… 略記 (一〇九四~一一〇六年の成立)...... (以下、『新唐書』)(一○六○年成立)・・・・・・神功為王 十五代神功天皇 ……神功皇后

うになる。 確認するために、管見に入った限りでその内容を分類すると、次のよ また、鎌倉から室町中期に至る史書・年代記・ 系図類の記載内容を 十五代神功皇后

· 士 五 代 神功皇后…日本紀略、歴代皇紀、愚管抄、日本皇帝系図 東寺王代記、 興福寺略年代記、神皇正統記、 神明鏡、 本朝皇胤紹運録 帝王編年記、 神皇正統録

神功皇后……皇代記、釈日本紀、皇胤系図、 年代略記)、 皇代略記 仁寿鏡、皇年代私記 皇

わかる 年代記・系図類はすべて「神功皇后」で表記が統一されていることが められるが、『簾中抄』 『水鏡』をはじめ、平安末期以後に成立した史書 「息長帯比売天皇」「神功皇后」、および 右に掲げたように、『略記』を境として、 「神功天皇」 それ以前は「息長帯比売命\_ の四種の表記が認

皇后」「神功天皇」の名は見られない。 なかったために崩じた夫の仲哀天皇に代わって、 - 息長帯比売命」が新羅親征の途にのぼった経緯が記されるが、「神功 「略記」 以前について見ると、 記 は仲哀天皇記に神の託宣を信じ 神の命を受けた皇后

皇后」として、独立した紀を立てている。 に摂政統治の記述は見られない。 皇太后」になり、六十九年にわたり「摂政」として統治したとある。 日本最古の官撰正史である『書紀』 神功皇后は夫仲哀天皇崩後 は 「気長足い 姫めの 記 神功

古風土記逸文』(一八九八年)を見ると、 記紀と同時期に成立した風土記につ 1 て、 栗田寛纂訂 『纂訂

- 播磨国風土記… ・息長帯日女ノミコト
- 伊予国風土記 …息長帯姫命、 息長足日女一命
- 筑前国風土記 気長足姫/尊 (三例
- 豊前国風土記 ·気長足姫尊
- 筑紫風土記… ·息長足比売,
- 土佐国風土記……神功皇后

とあり、記紀に準じた記載となってい

『常陸国風土記』「茨城郡」 の条には、

品太天皇(注、応禁城の国造が初祖、 『摂津国風土記』逸文にも「息長足比売天皇」(二例)が見《天皇(注、応神天皇)の誕れましし時に至るまで当れり。 多祁許呂命は息長帯比売天皇の朝に仕へて、たけころのみこと、おきながたらしかめのすめらみこと

が見ら

とあり、

れる。

とあるから、八世紀前半には 閏十二月の延喜講書の折の竟宴和歌『日本紀竟宴和歌』に「気長足姫 諱神功。 がある『住吉大社神代記』には、「気息長姫皇后」に「気息長姫天皇。 れていたことがわかる。 天皇」の題があり、 同じく、天平三年 天皇第十五代。」という割注が見られる。 地の文に「この天皇新羅にむかひたまふときに。」 (七三一) 成立、延暦八年 「気長足姫尊」が「天皇」に位置づけら (七八九) 延喜六年 職判の記載 (七八七)

の日本書紀講筵の講義記録『日本書紀私記』に、 神功皇后を「女帝」と記した事例につい ては、 承 平六年 (九三六)

天照大神者。始祖陰神也。 神功皇后者。 又女帝也。

大納言藤原師輔らが参加したといわれる。 という記事が見られる。この講筵には時の摂政太政大臣藤 原 仲平、 権

記を献じたことが記されている。 僧奝然が宋に渡り、日本の また、『宋史』によれば、宋の太宗の雍煕元年 『職員令』と『王年代紀』と呼ばれる年代 (九八四) に東大寺の

職員令王年代紀各一卷。 雍熙元年日本国僧奝然与其徒五六人浮海而至献銅器十余事并本国

その 日 雍熙元年、 銅器十余事ならびに本国の『職員令』、『王年代紀』 各一巻を献ず。 本伝」に当該年代記に基づく歴代の事跡の記述があり、 日本国の僧奝然、 その徒五、六人と海に浮んで至り、

神功天皇開化天皇之曾孫女又謂之息長足姫天皇

の中に、

いう。 神功天皇、 開化天皇の曾孫女なり、またこれを息長足姫天皇と

とある。 した『王年代紀』を典拠としたと考えられているが、そこには に編纂した唐の正史 さらに、 宋の欧陽脩らが仁宗の詔により嘉祐五年 『新唐書』 「東夷」 伝の 「日本」 の項は奝然の持参 (一〇六〇)

神武立、 更以「天皇」為号、 (略) 仲哀死、 以開化曾孫女神功為

記

奝然の持参した年代記には とあり、 たことが推定される。 神功皇后は 「天皇」に位置づけられている。これらによれば、 「神功天皇」「息長足姫天皇」と記されてい

間で用いられていた『公卿補任』に「神功天皇」とあることにとどま管見では「神功天皇」の用例は前掲の『宋史』と、平安中期に廷臣 至るまで「神功天皇」の呼び名は残存していたことになる。 神功皇后」という記載に「天皇カ」とルビを付しており、鎌倉初期に なかったと考えられる。 『歴代皇紀』 (原態は一二二○年以前)は 「十五 帝」として認識されており、 るが、奈良・平安期を通じて「神功皇后」 「神功天皇」という表記も特別なものでは 「神功天皇」とあることにとどま は知識層の人々に「天皇」「女

る 文芸書に目を転じて見ると、 『狭衣物語』 巻四に 『略記』に先立って成立したと考えられ

襁褓にくゝまれ給へる、女帝にゆづり置き、 まだおむつにくるまれなさる幼いお方(応神天皇)を、女帝 (以下略

功皇后)

(以下略

神

載されていることに符合する。また、室町時代末期に成立した御伽草 ことが確認される。このことは『略記』の分註に「女帝始」之」と記 とあり、 「さ、れいし」には次のような記載が見られる 神功皇后は平安後期の宮廷社会で「女帝」と認識されてい のお世話をお任せ申して置き、 た

務天皇 仲哀天皇 神功天皇 応神天 皇 (以下略)

存していたことを示していよう。 の記載も鎌倉・室町期まで「神功天皇」の呼び名が社会一 般に残

まれていない。 ③ 卿補任』が考えられるが、『略記』 ところで、『略記』の典拠には奝然が宋に持参した『王年代紀』 『略記』の典拠文献として挙げた百四点の書名中にこの二書は含 したがって、 平田説に従うならば の精細な出典考証を行った平田俊春 『略記』 がいかなる ゃ 公公

> 文献を典拠として「神功天皇」と記載したかは不明であるが、氏は の出典不明記事について、

していることを知りうるのである。 われわれは 『扶桑略記』がある書-すなわち一 種の年代記を基に

とその帝紀記事である。 氏が挙げられた『略記』 れに類する年代記類を基本にしたと考えられ」ると説いている。平田が『略記』に類似の年代記であり、『略記』中の典拠不明の記事が「こ 系図』『帝皇系図』逸文と『略記』との関係考証を踏まえて、この両書 と述べて、当時通行していた年代記類に依拠したものであることを想 定している。次いで、平田氏は和田英松氏が収集・紹介された『帝王 の出典不明記事の最初にあるのが 「神功天皇

可能性についても考慮されるべきであると思われる。 抄』をはじめとする当時通行の年代記類の表記を踏まえたものである 類には「神功皇后」という表記が定着しており、それ以後も「神功天皇! 『書紀』に従って「神功皇后」と記したと考えられるが、一 という記載は見られない。『水鏡』は 一方、『水鏡』の成立に前後する平安末期以後の史書・年代記・系図 『略記』に準拠せず、 面で『簾中 正史である

### 三 飯豊天皇

文献史料の御名記載を見ると、 次に、「飯豊天皇」という御名に関わって、 次のようになる。 『略記』 **『水鏡』** に先立

- 記………記載なし
- 顕宗天皇即位前紀に 「飯豊青尊」 の記事
- 旧事紀 顕宗天皇即 位前紀に ·飯豊青尊\_ の記事
- 諸陵式 飯豊皇女
- 宋史…… 記載なし
- 公卿補任 ……記載なし

- 略記 新唐書……… 記載なし
- 廿四代飯豊 一天皇
- 簾中抄 ・記載なし
- また、鎌倉から室町中期に至る史書・年代記・系図類の記載内容は 廿四代飯豊天皇

次のように分類される。

代数に数えずに「飯豊天皇」の項…歴代皇紀、一 代要記、 日本皇

顕宗天皇 0) 項に「飯豊天皇」の記事…日本紀略、 帝系図、 興福寺略年代記、 本朝皇胤紹運録 皇代記、 神皇

「飯豊天皇 0 項…仁寿鏡、 皇年代私記、 皇代略

正統記、

神皇正統録

その他

皇胤系図……飯豊青尊

愚管抄………

「仁賢天皇」

条に

「飯豊天皇」

の記事

神明鏡… 第廿四飯豊天皇

管見によれば、 記載なし……二中歴、 『水鏡』に第二十四代として歴代に加えられた「飯豊 釈日本紀、 帝王編年記、東寺王代記

される。 掲の渡宋僧奝然の持参した『王年代紀』の扱いも同様であったと推測 卿補任』にその名が見られず、『宋史』に記載が見られないことから前 天皇」については、『略記』に「廿四代飯豊天皇」として即位を認めら れ、歴代に位置づけられたのを初見とする。『略記』以前では『記』『公

一方、 正史である 『書紀』 顕宗天皇即位前紀の清寧天皇五年春正月

五年春正月、白髪天皇 (注 注、 清寧) 崩

豊青皇女於,,忍海角刺宮, 皇太子億計王与 |天皇 | 譲」位。 臨朝秉政、 久而不」処。 自称,,,忍海飯豊青尊 由 \是天皇姉飯 (略

冬十一月、飯豊青尊崩。

葬, 葛城埴口丘陵

五年の春正月に、 白髪天皇 崩 ります。

臨朝秉政し、自ら忍海飯豊青尊と称りたまふ。(略)冬十一条かとまっち)と
おしなみのいかよの感じのないとなっ。
とに由りて、天皇の姉飯豊青皇女、忍海角刺宮にして、 月に、飯豊青尊崩ります。 葛城 埴口丘陵に葬りまつる。 是の月に、皇太子億計王、天皇と 位 を譲り、久にして処たまは

いる。 刺宮で自ら「忍海飯豊青尊」と称して「臨朝秉政」したと記されて承者が定まらず、久しく空位が続いたので、姉の飯豊青皇女が忍海角 とあり、 新編日本古典文学全集の頭注には、 清寧天皇が没したあと、億計・弘計二王が譲り合って皇位継

そのような見方のできる一例。天皇、廿四代、女帝、无,,天子,、 天皇に準ずる表現がなされる。 自称とはいえ「尊」の尊称をもち、次の十一月条には「崩 後世の史書 清寧天皇養子、履中女」とするが 『扶桑略記』 は 「飯豊

とある。

『略記』の「飯豊天皇」条には

甲子歳春二月。 不」即,,皇位,。仍以,,其姉飯豊青姫,。令」秉,,天下之政 生年四十五即位。顕宗天皇。仁賢天皇。 兄弟相

ている。『水鏡』も「廿四代飯豊天皇」に とあり、 『書紀』に記された「臨朝秉政」 の事実により即位したと解し

とを位につけたてまつり給へりし也 甲子のとし二月に位につき給。御年四十五。このみかどの御おと、 ふたり。かたみに位をゆづりてつき給はざりしほどに。 御いもう

とあり、『略記』に準拠して即位の事実を明記してい

所である「陵」には位置づけていない。 は 代の史書・年代記・系図類にも重い課題であった。ちなみに、 「埴口墓 中継ぎの女帝としてその即位を認めるか否かは、掲出したように後 (飯豊皇女)」として、天皇・皇后・皇太后・太皇太后の墓 『諸陵式

飯豊天皇」については、 『略記』『水鏡』 のように代数に数える史料

二十四代に位置づけるという苦肉の処置を取っている。鏡』に準拠して歴代に位置づけているが、飯豊・顕宗両天皇を第方式が大半をなしている。『神明鏡』は「水鏡ニハ入奉ル也」とあり、『水豊天皇」の名を記して即位を認め、その登極の事情に言及するというや年代記・系図は『神明鏡』を除いて見られず、代数に数えずに「飯

ことも認められよう。めて特異であり、『水鏡』の記載内容が『略記』に準拠したものであるめて特異であり、『水鏡』の記載内容が『略記』に準拠したものであるこのことから見れば、『略記』と『水鏡』が「廿四代飯豊天皇」とし

に注記している。『略記』は「飯豊天皇」を立てて歴代に加える根拠として、次のよう

註¬伝之」。 此天皇。不¸載¬諸皇之系図」。但和銅五年上奏日本紀載¸之。仍

この注記によれば、当時実在し皇円が披見し得た「諸皇之系図」にこの注記によれば、当時実在し皇円が披見し得た「和銅五年上奏日本紀」については議論があり定説を見ないが、著者皇円の史料準拠の方針を明記したものとして、「和銅五年上奏日本紀」に「飯豊天皇」の即位記事があり、それに従うのであるということになる。「和豊天皇」の即位記事があり、それに従うのであるということになる。「和して、それに従ったとする著者皇円の記載を踏まえるべきではなかろう。

『水鏡』にも、

る。されども日本紀にはいれたてまつりて侍なれば、次第に申侍也。このみかどをば系図などにもいれたてまつらぬとかやぞうけ給は

が、 であるかは不明である。 るのである。『興福寺略年代記』には「不入王代記」という注記がある は披見し得ないが、 したことを窺わせる記述となっている。いま「和銅五年上奏日本紀」 という注記があり、「諸皇之系図」については確認し得ないが、 る翻訳であると考えられてきたことには、 紀にはいれたてまつりて侍」るとあり、 『王代記』という単独の著作物を指すか、 『水鏡』の注記が 『略記』 「和銅五年上奏日本紀」を披見 留保が必要であると思われ 年代記類一般を示す記述 の記事の単なる和文によ 月

く理由として、『神皇正統記』は、「飯豊天皇」の即位を認めつつ歴代の列次から省

日嗣ニカゾへタテマツラヌ也。給キ。サレドモヤガテ顕宗定リマシー〜シニヨリテ、飯豊天皇ヲバ、相共ニ、譲マシー〜シカバ、同母ノ御姉飯豊ノ尊シバラク位ニ居

に忠実に記し」たものであると説いている。 年代記・系図類の処置を解説したものであると見ることができよう。 平田氏は、『略記』飯豊天皇紀の記文は前後二段に分けられるが、「この前後紀は『略記』飯豊天皇紀の記文は前後二段に分けられるが、「こと推定される。」と述べて、「飯豊天皇」という御名をはじめ、「和銅五と推定される。」と述べて、「飯豊天皇」という御名をはじめ、「和銅五年上奏日本紀」の部分もすべて『帝王系図』という「原年代記のますである)と説いている。

## 四廃帝

・続日本紀……・廃帝 ・続日本紀……・廃帝」の三種の記載が認められる。 坎天皇」、および「淡路廃帝」の三種の記載が認められる。 いては、管見に入った古代・中古の史書・年代記・系図類に「廃帝」「大 いては、管見に入った古代・中古の史書・年代記・系図類に「廃帝」「大 いては、管見に入った古代・即古の史書・年代記・系図類に「廃帝」「大 いては、管見に入った古代・即古の史書・年代記・系図類に「廃帝」「大 いては、管見に入った古代・即古の史書・年代記・系図類に「廃帝」「大 いては、管見に入った古代・即古の史書・年代記・系図類に「廃帝」「大 の帝王につ 廃帝……

宋史…… 諸陵式………

·廃帝

公卿補任 大炊天皇 天炊天皇

政事要略

·廃帝

新唐書… ·大炊立

簾中抄 略記…… 淡路廃帝 卌八代大炊天皇

水鏡……… ·卌八代廃帝

次のように分類される。 また、鎌倉から室町中期に至る史書・年代記・系図類の記載内容は、

四十七 (代) 淡路廃帝……日本紀略、歴代皇紀、愚管抄、一代要記 神皇正統記、 帝王編年記、 東寺王代記、 神明鏡

本朝皇胤紹運録

淡路廃帝……皇代記、 皇年代私記、 皇胤系図、 皇代略記

その他

二中歴…… 大炊廃帝

神皇正統録…四十七代廃帝天皇

日本皇帝系図…四十七崇道天皇諱大炊

は「廃帝」として歴代に加えており、『諸陵式』の記載も同様である。『政 『略記』以前について見ると、第二の官撰正史『続日本紀』(七九七)

事要略』 (10011)

国史云。 月九日勅」。 廃帝天平宝字三年六月丙辰。 百官及師位僧等。 奉二去五

と記して『続日本紀』の記載に従っている

唐書』も「大炊立」と記しており、『王年代紀』には「大炊天皇」と記 であると思われる。 一方、『宋史』には「天炊天皇」とあり、 同じく奝然の持参した『王年代紀』を典拠とした『新 「天炊」 は 「大炊」 の誤記

> 載されていたと推定される。 同時期に廷臣間で用いられた 『公卿補任

四

天平宝字二年戊戌八月一大炊天皇 日庚子大炊王受禅即位。

と記している。

本霊異記』(以下、『霊異記』) 管見では、現存の文献における「大炊天皇」という御名の初出は『日 の事例であると思われる。 その下巻

宝字八年十月、 大炊天皇、 為||皇后 一所」賊、 掇 |天皇位 | 、 退 於淡

三十八縁に、

路国」、・・・・・・ 淡路国に退きたまふ。 宝字八年十月に、大炊天皇、 皇后に賊たれ、 天皇の位を掇 め

〜二四)に現存形態が成立したと推定されており、廃帝の死から六十天皇の御世」とする説話が載せられている。『霊異記』は弘仁年間(八一○とあり、同書の中巻三十九縁、四十一縁、四十二縁にそれぞれ「大炊とあり、同書の中巻三十九縁、四十一縁、四十二縁にそれぞれ「大炊 年後には成立したことになる。 四十二縁にそれぞれ「大炊

異記』ということになる。 めていない。したがって、平田説に従えば、『略記』の直接の典拠は『霊 天皇」と記載したと推定される。しかし、平田氏は『霊異記』を の典拠文献に加えているが、『公卿補任』『王年代紀』は典拠として認 に持参した『王年代紀』等の年代記類の記載を踏まえて「卌八代大炊 このことから、『略記』は『霊異記』『公卿補任』もしくは奝然が宋

にも、 なる時期の成立と考えられる『大鏡』の「太政大臣道長 の成立とされる『今昔物語集』の巻第十二―十二、巻第十六―十に 一大炊ノ天皇ノ御代」として説話が語られている。 略記』以前では、「平安時代の末、西暦一〇三〇年代か四〇年代頃 同じく『略記』と重 (藤原氏物語)\_

平宝字四年庚子八月七日、 不比等大臣の二郎、 房前、 贈太政大臣になりたまふ 宰相にて二十年。 大炊天皇 の御時、 天

れること、 室町時代初期書写本に出る いることを紹介された。 の説話中に「大炊天皇御宇」「移大炊天皇於淡路国」 『水鏡』より成立年次は下るが、小山田和夫氏は および平安末期の成立になる国語辞書 『略記』逸文に「大炊天皇」の御名が出て 」という記載が見ら 『伊呂波字類抄』 『古事談』 第一——

- 岡寺 扶桑略曰 大炊天皇之時越前国封五十戸施入之
- 岡本寺 扶桑略日 1 大炊天皇封五十戸施入之 大炊天皇御宇封百戸施入之

小治田寺

扶桑略曰

これらの事例を見れば、平安末期には「大炊天皇」の御名は一 定着していたと考えられる。 般に流布

であるが、その称徳天皇条には、 て「廃帝」と記したと考えられる。 を踏襲せず、『続日本紀』または これに対して、『水鏡』の作者は 管見では歴代名として「淡路廃帝」の名を位置づけた初見は『簾中抄 「略記」 **『諸陵式』** 0) 『政事要略』 「大炊天皇」という御名 などを踏まえ

代まで残存している。 という表記が見られる。『水鏡』以後も、「大炊帝」(歴代皇紀)、「大炊 という記事があり、 原為相の『古今集註』には「淡路天皇」とある。(窓) 帝」と表記しつつも「称 録)、「奉号大炊天皇」(東寺王代記)、「譲 廃帝」(二中歴)、「諱大炊天皇」(仁寿鏡)、「御諱大炊天皇」(神皇正統 大炊天皇をなかして我また位にゐさせ給へり。 「廣仁天皇」の呼名が記されている。 など、記事中に「大炊天皇」 『水鏡』 『皇年代私記』『皇代略記』のように、歴代名は |淡路廃帝||と併記する事例も見られる。 0) 「四十九代称徳天皇」には の御名を記す方式は南北朝時 |位於皇太子 | 。大炊天皇」(帝 『歴代皇紀』『一代要記 「淡路廃帝

### 五 まとめ

系の頭注に に記載された 歴代天皇の 御名記載について検討を加えていくとき、 「神功天皇」という歴代名については、 新訂增補国史大 まず

天皇、原作皇后、 、暫従抄本(27)

という注記があることに留意しておく必要がある。この注記によれば、 ことがわかる。 と記されていたのを、 新訂増補国史大系の底本とされた「文政三年刊本」には 「宮内省図書寮所蔵新井白石旧蔵抄本」)に拠り、「神功天皇」と改めた 新訂増補国史大系の校注者が 「抄本」(同書凡例 「神功皇后

この問題について、 小山田氏は次のように説いている。

可能な記述範囲にあるものとは言え、 改めたこととなる。この問題はこれ以上解明することは困難であ 功皇后」として記載していることは間違いなく、 ということも明らかではないが、専修寺本『水鏡』上は、これを「神 次のみかど神功皇后と申き」として掲げ、新訂増補国史大系第 帝」と同様な表記をした点には、 桑略記』 上の問題、その一方を踏襲し、一方には従わないということは、『扶 るので、しばらく置くこととし、「飯豊天皇」と「廃帝」との表記 の原本には、「神功皇后」とあったのか「神功天皇」とあったのか 桑略記』にも「神功天皇」とあるという問題もあり、 五頁)は、専修寺本『水鏡』巻上には「十五代 いう頭注が見られ、その抄本である天理図書館所蔵金勝院本『扶 一二巻所収 『扶桑略記』第二の冒頭の「神功天皇」(新訂増補国史大系第 「神功天皇」とあったならば、 0) 「号淡路廃帝」という記載箇所から、 『扶桑略記』五頁に「天皇、原作皇后、暫従抄本」と 注意を払う必要がある。 これまた「廃帝」と同様、 『続日本紀』 神功皇后 導き出すことの 「扶桑略記」 『扶桑略記 書き 原本

もともと「神功皇后」とあり、 名を踏襲して「神功皇后」と記載した、という可能性も残ることになる。 題について見ると、 ては後述するが、新訂増補国史大系 「神功皇后」と書き改めたことになる。 言うまでもなく、『水鏡』の作者は自らの意志に基づいてこれを 『略記』の原本に「神功天皇」と記載されていたと推定されるな における「飯豊天皇」「廃帝」という御名記載の問 小山田氏が指摘されたように、 『水鏡』の作者は 『略記』の校注者による注記の問 『略記』 略記 に記された御 の原本には 題につ

なるが、 は触れていない。次に、「新井白石旧蔵抄本」は宮内庁書陵部の架蔵に を新井白石旧蔵抄本に拠つて補」ったと記されており、「金勝院本」に (一九五〇年、 「文政三年の刊本を底本となし」、「神武天皇より神功皇后の初に至る条 新訂增補国史大系十二巻所収 同抄本の系統、 養徳社) に 筆写時期について、 次のように記されている 「略記」 0) 「凡例」 「図書寮典籍解題歷史篇」 (黒板勝美識) には

忠実な摹古本と考へられる。当本の祖本は金勝院所蔵の平安末期の古写本にして、これはその

と思われ」、「新井白石旧蔵本は、 に成るとみて大過ない」のであり、 と評している。また、「金勝院本」は「平安時代末期から鎌倉時代初期 下巻』(二〇〇一年、吉川弘文館)の「扶桑略記」の項で堀越光信氏は、 忠実に臨写したものである」と述べている。一方、『国史大系書目解題 いて、『天理図書館善本叢書13古代史籍続集』(一九七五年、八木書店 井白石旧蔵抄本」はその「忠実な摹古本」であるとする「解題」 「解題」において、田中卓氏は右の解題の文は「正鵠を射ている。 天理図書館所蔵の「金勝院本」が が皇円の自筆原本である可能性に言及している。 記述の如く本書 「恐らくは現存写本中、 「平安末期の古写本」であり、 (注、 金勝院 最古に近い 本 につ 新

るので、皇円がその作者と考えることはできないであろうか。(略)『略記』の場合には後述の天理大学附属図書館所蔵の抄本が存在す

可能性さえも出てくるのではないだろうか。その成立年代を考え合わせればこの金勝院本が皇円の自筆原本の

と記載されていたと考えなければなるまい。 天皇」と記されていることから見れば、『略記』原本には「神功天皇」 規定されるのであり、その「金勝院本」「新井白石旧蔵抄本」に「神功 財白石旧蔵抄本」には『略記』原本の記事が最も忠実に筆写されたと 原本の成立時期に近接する「金勝院本」と、その忠実な臨写本である「新 原本の記事が最も忠実に筆写されたと

記」(物集高見編)の構成と記文が参考になると思われる。びに『新註皇学叢書第六巻』(一九二七年、廣文庫刊行会)の「扶桑略(一九○○年、近藤出版部)の「校本扶桑略記」(近藤瓶城編輯)、なら前掲の国史大系の注記に立ち戻って見れば、『改定史籍集覧第一冊』

れない。 条から「神功天皇」の御名、 られ、「文政三年官刻本」を底本にしたとの注記がある。「神武天皇 定史籍集覧』と同じである。 い、それ以後を「文政六年官本」に拠るとするが、その構成・記文は の脱落があるものの、 首闕」とあり、「竟帰日」以下の三韓征伐を中心とした事跡記事が載せ までを含んでおり、「扶桑略記第二\_ 功天皇」の御名と割注、および「開化天皇曾孫」以下の系譜記事(一行) ると注記している。その最後尾は国史大系本の「扶桑略記第二」の「神 いう記載があり、「神武天皇」条から「仲哀天皇」条を「抜萃本」によ 校本扶桑略記」 『新註皇学叢書』も「扶桑略記第一」として「古鈔 は「神武天皇」条に先だって「扶桑略記鈔節本」と 国史大系本と 割注、一行の系譜記事まで、 の初めに「神功皇后」の御名に「巻 「鈔節本」の記文に違いは認めら 一部の語句 節本」を用

は、その筆写者が伝写の過程でその筆写時における史書・年代記・系よび系譜記事一行までが記されており、巻首を欠いた「文政三年刊本」の最後尾は上記の「鈔節本」と同じく「神功天皇」の御名と割注、おこのことから見れば、国史大系の底本とした「新井白石旧蔵抄本」

において先行の史書類に準拠したであろうことは否定し得ないのであ 継承を基軸とした歴史記述を目的としたものであるかぎり、 その時期的な変遷、全体的な傾向性を視野に入れて推定・考証を進め 以後の文献記載の内容を現存史料等で可能な限り確認することにより、 功皇后」と書き加えたと解するのが妥当であると思われるのである。 ることが必要であると思われる。『略記』も もう一つの手続きとして、『略記』 『水鏡』 『水鏡』 <u>\_</u> の成立以前、 それが皇位の 御名記載 成立

なる。 載したのであると思われる。そのことはまた、 皇」の四種の表記が認められるが、『簾中抄』『水鏡』 現存の史書・年代記・系図類の記載内容を確認したところによれば、『略 史料の御名記載、 ける御名記載の明確な立場の違いを示すものであると解し得ることと 記が統一されている。『水鏡』は「神功天皇」と記した『略記』に準拠 末期以後に成立した史書・年代記・系図類はすべて「神功皇后」 この問題については、 以前には「息長帯比売命」「息長帯比売天皇」「神功皇后」「神功天 右の史書類の記載を踏まえ、 および管見に入った限りで鎌倉から室町中期に至る 本稿において、 『書紀』に従って 『略記』『水鏡』 『略記』 「神功皇后」 をはじめ、 と『水鏡』 に先立つ文献 と記 平安

この立場の相違は、 れている。 大炊天皇」と 「廃帝」という御名記載の違 いと

存部分は抄記であるが、 される「金勝院本」 とを承知のうえで、 また国史である『続日本紀』、および の著者は当時の文献に「淡路廃帝」という記載が一般的であること、 記については、 にも「大炊天皇」と記載されている。 「大炊天皇」と記載したことになる。 その分註に 後述するように、 「号||淡路廃帝|| 『政事要略』に そこに著者皇円の抱懐する 「廃帝」とあるこ 最古の写本と 『略記』 略記

独自の御名記載観の存在を窺うことができよう。

帝

.類の御名記載が「神功皇后」で統一されている事実を踏まえて「神

固有名詞である。こののちも、 であり、 力学に翻弄されて淡路島に遷謫され、 内容は根本から異なることになる。「淡路廃帝」とは<時の政治権 であったとしても、 廃帝」(『増鏡』第三「藤衣」)と呼ばれた。 て「仲恭天皇」と追諡された帝王は「九条廃帝」(『皇代記』)、「承久の 徳上皇は「佐渡廃帝」(『六代勝事記』)、淳仁天皇と同じく明治政府によっぽ | 」という分註から「廃帝」の語句を導き出すことは物理的に可 方、『水鏡』の御名記載について見れば、 明治政府によって「淳仁天皇」の諡を受けた帝王の、 、これを天皇の歴代名として捉えるとき、 承久の乱に連坐して佐渡に流された順 悲憤の生涯を閉じた帝王 『略記』 の 号 \_淡 いわば 一>の意 力

する。 る。 た帝王>の意であり、 これに対して、「廃帝」とは<他の権力により強制的に退位させら 『保元物語』下 「新院讃州に御遷幸の事」に次のような一節 皇位継承史における特異な事例という意味を有 があ

哀也。 彼は淡路の絵島と申せば、 大炊の廃帝の移されて、 今は御身一に思召知られて いくほどなくて

瀝<sup>う</sup>る が国の皇位継承史に特別な意味を持つ歴史用語なの 遇を「廃帝」と明記した「雨瀝 で写した五部の大乗経を京に送ろうとして認めた書簡中に、 事付けたり崩御の事」には、 の前例に重ねて慨嘆する構図である。 その道すがら僻遠の地に生涯を閉じる「廃帝」の運命を「大炊の廃 保元の乱に敗れ、 して、 廃帝夕露に悲しむ。)」という一節がある。「廃帝 讃岐の白峯に配流の身となった崇徳院 崇徳院が後生菩提のために自らの指 |桐葉 \_ 而 また、 廃帝悲. 同書下 である。 \_夕露 \_。 「新院御経沈めの とは、 自らの 雨 桐ら の血

七月の保元の乱の折には二十六歳で、 「水鏡」 の作者に想定されている中山忠親は、 乱の直前まで崇徳上皇と対立し 保元元年 五六

忠親もまた、 廃帝の前例を重ねる意識は有していたであろう。 た後白河天皇の五位蔵人の任にあって戦乱の渦中に身を置いていた。 讃岐という僻遠の地に流される崇徳上皇の運命に、 淡路

明治政府によって「淳仁天皇」「仲恭天皇」の諡号を贈られた両帝王を 語を御名として帝紀を立てていることも、 ) 固有名詞という意味も含まれる。 『続日本紀』 『水鏡』 しかし、言うまでもないことであるが、 右のような考察を踏まえて『略記』と したがって、承久三年(一二二一)の承久の乱以前に成立した『続 『政事要略』における「廃帝」の語には淡路に遷謫された帝王 『水鏡』 その謂いに他ならない 歴史上、 の歴代名記載の立場 「廃帝」とはのちに が「廃帝」

る。

られる。 を典拠とした次の記事を根拠として「天皇」の御名を記載したと考え した年代記の構成を取っている。 「神功天皇+五代」については、『書紀』 - 今上天皇七十四代」に至る歴代名をすべて漢風諡号の「天皇」名- 堀河 は現存の抄記の部分も含めて、「神武天皇人代最初」 各天皇の治世の事跡を百余点の文献・史料を基に編年体で撰述 名で統 から

の違いを纏めるならば、次のようになる。

国十市郡磐余稚桜宮」。 十月。群臣尊;」皇后;。 為山其宮都 日||皇太后 0 即令レ .摂-政天下」。 以 大和

については前述したとおりである。 と記している。「飯豊天皇世四代」についても、 御の記事はない。 は、そのことを記す典拠文献が存在しなかったためであろう。 「大炊天皇」・「称徳天皇」は抄本であるためか、 | の事実をもって即位を明記し歴代に加えている。「大炊天皇ササイピ」 ・略記』には即位記事はないが、その崩御記事も「天皇春秋百歳崩。」 両天皇に漢風諡号の記載がないの 前述したように 淡路配流とその崩 「臨朝秉 『略記』

記 第五・天智天皇十年条に なみに、 六七二年の壬申の 乱で敗死した大友皇子についても、 略

> 同十月。 同十二月五日。 立;;大友太政大臣;為;;皇太子;。○十二月 大友皇太子。 即為二帝位」。 日。 八皇崩。

御名に相当する記載例が他の文献に存在せず、 太子、次いで十二月三日の天智天皇の崩御により、 大友皇子に関わる事跡の記録が存在しなかったことによると考えられ が即位したとする解釈を明示している。歴代に加え得なかったのは と記して、 同年十月の大海人皇子の東宮辞退に伴い、 壬申の乱の顚末以外に 五日に大友皇太子 同 月中 0) 大友立

即位については 事由については、それぞれ前述のように推定される。大友皇子の立太子・ 従うとともに、「神功皇后」「廃帝」という御名は 踏襲せず、正史である『書紀』『続日本紀』の記載に従っている。 これに対して、 『水鏡』 『水鏡』 も『略記』 は 「飯豊天皇」につい の記載に準拠している。 ては 『略記』の記載名を 『略記』 0) 記

月日、 また、『水鏡』の各帝紀的記事の本文は、 次のみかど○○天皇と申き。 即位の事実、治世を記す統一的な記載様式を採用している。 (略) 〇〇年〇〇月〇〇日くらゐにつ 次のように歴代名、 即位年

が、 神功皇后の帝紀的記事のみは「次のみかど神功皇后と申き。」とある 即位年月日、 即位の事実、 治世については

きたまふ。

世をしりたまふ事〇〇年なり。

世をたもち給事六十九年。 辛巳のとし十月二日位につき給き。女帝はこの御時はじまり

あると記している。管見では とあり、「辛巳のとし」(二〇一)十月二日に即位、 『水鏡』 以前の文献 史料に神功皇后 治世は六十九年で

摂政記事は見られるが、 のみで、「辛巳のとし」「二日」という干支、 という記載が見られるのみである。 神功皇后 摂政六十九年 前掲のように即位記事はなく、 新訂増補国史大系の 日付の記載はない。 「十月」 『略記』 | とある

たがって、この事実から見ても『水鏡』は の次の一節を踏まえて記載したと考えられるのである。 の古写本である「金勝院本」には摂政記事の部分が欠落している。 『略記』に拠らず 『書紀

太歳辛巳。即為,,摂政元年 冬十月癸亥朔甲子(二日)、 群臣尊;」皇后,曰:」皇太后,。 是年也

す。是年、太歳辛巳にあり。 冬十月の癸亥の朔にして甲子に、群臣皇后を尊びて皇太后と日を十月の癸亥の朔にして甲子に、群臣皇后を尊びて皇太后と曰 即ち摂政元年とす。

『公卿補任』には、

神功天皇御世 治六十九年 元年辛巳

解されるから、『水鏡』 とあり、神功天皇は元年辛巳歳に即位、 かと考えられる。 『愚管抄』はともに『公卿補任』をも参照した 治世は六十九年という意味に

(平成三十年三月十六日受理

- $\widehat{1}$ 典文学大系、『皇代記』『本朝皇胤紹運録』『皇年代略記』 編年記』は新訂増補国史大系、『愚管抄』『保元物語』『神皇正統記』は日本古 代旧事本紀』『延喜式』『釈日本紀』『公卿補任』『扶桑略記』『日本紀略』『帝王 霊異記』『今昔物語集』『古事談』『増鏡』は新日本古典文学大系、『続日本紀』 『先 専修寺所蔵本、『古事記』『日本書紀』『大鏡』は新編日本古典文学全集、 続群書類従、『簾中抄』 『歴代皇紀』 『一代要記』 『二中歴』 『神皇正統録』 『皇年代私記』は改定史籍集覧に拠った。 『皇代略記』『日本皇帝系図』『興福寺略年代記』 検討対象とした文献・史料のうち、『水鏡』は新訂増補国史大系21上所収の 『東寺王代記』『皇胤系図』は は群書類従、『仁寿鏡』 『神明鏡 『日本
- 2 沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉編著『常陸国風土記』 (二〇〇七年、 山川出版社)。
- 3 『日本庶民生活史料大成』第二十六巻所収
- $\widehat{4}$ 『続群書類従』第十五輯上所収
- 《『明治大学人文科学研究所紀要 『扶桑略記』における女帝記事について―特に推古天皇条の検討を中心に―<sub>-</sub> 新訂増補国史大系『日本書紀私記・釈日本紀・日本逸史』に拠る。 別冊12 二〇〇一年三月) に挙げている。

- 6 北川和秀「日本書紀私記」(『国史大系書目解題 下巻』二〇〇一年、 吉川弘
- 7 日本伝2』(一九八六年、岩波文庫)「巻四九一、列伝二五〇、外国七」に拠る。 石原道博編訳『新訂旧唐書倭国日本伝・宋史日本伝・元史日本伝 -中国正史
- 『新唐書第二〇冊』(中華書局) 六二〇七·六二〇八頁。
- 日条に見える。 『小右記』長徳元年(九九五)四月五日条、寛弘八年(一〇一一)七月三〇

9 8

- 執筆)とある。 『日本古典文学大辞典』(一九八四年、岩波書店)に「延久(一○六九 ○七四)から永保元年(一○八一)頃までの成立と考えられる。」 (中田剛直
- 日本古典文学大系『狭衣物語』四二二頁
- 日本古典文学大系『御伽草子』二一〇頁。

13

- 四章第一節「扶桑略記の材料となった書」。 平田俊春著『私撰国史の批判的研究』(一九八二年、 国書刊行会)第二篇
- (1))の平田著第二篇第四章第二節「六国史時代の出典の明らかでない記事」。
- 15 和田英松編『国書逸文』(一九四〇年)「八 氏族」。
- $\widehat{16}$ (1) の平田著第二篇第四章第三節「扶桑略記前篇と帝王系図との関係」。
- 新編日本古典文学全集『日本書紀②』二三七頁頭注七(西宮一民執筆)
- 18 17 (5) 栗林氏の論に言及がある。
- 19 『皇年代私記(皇年代略記)』
- (1) の平田著第三篇第二章第二節「扶桑略記飯豊天皇紀の原拠」。
- $\widehat{20}$  $\widehat{21}$
- 新訂增補国史大系『政事要略』巻五十九「交替雑事」。
- $\widehat{22}$ 新日本古典文学大系『日本霊異記』「解説」(出雲路修執筆)に拠る。
- 新日本古典文学大系 『今昔物語集 三』 「解説」 (池上洵一執筆) に拠る。
- 小山田和夫「水鏡と扶桑略記」(『歴史物語講座第五巻 水鏡』 一九九七年、
- 波字類抄第二巻』(二〇一二年、汲古書院)に拠る。 風間書房)の注49参照。新日本古典文学大系『古事談・続古事談』五頁。 (24) の小山田氏の論。『大東急記念文庫善本叢刊 中古中世篇別卷二
- 『京都大学国語国文資料叢書 古今集註』(一九八四年、

 $\widehat{26}$ 

25

 $\widehat{24}$ 

 $\widehat{27}$ 

- 新訂增補国史大系12 『扶桑略記·帝王編年記』 五頁頭注
- (24) の小山田氏の論

29 28

『六代勝事記・五代帝王物語』(二〇〇〇年、 三弥井書店) に拠る。

### The posthumous name of Emperor in "Mizukagami"

#### KATSUKURA Toshikazu

#### contents

- 1. Position of problems
- 2. The Empress Jingū
- 3. The Emperor Iitoyo
- 4. The dethroned Emperor
- 5. Conclusion